

運輸安全マネジメントに関する取り組み

令和7年4月1日

まるよし交通株式会社

【安全方針】

まるよし交通株式会社では、輸送の安全を確保するために、全役職員が一丸となって以下のとおり取り組んでまいります。

- 1、代表者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全てにおいて安全を最優先させることを全社員に徹底させる、主導的な役割を果たします。
- 2、輸送の安全に関する法令・規則を遵守します。
- 3、輸送の安全性の向上に努めるために、P（策定）D（実行）C（チェック）A（改善）サイクルを確実に実施し継続的な改善に努めます。
- 4、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

まるよし交通株式会社
代表取締役社長 山田 伸二

1、輸送の安全に関する重点施作

輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施いたします。

- (1) 輸送の安全に関する法令・安全管理規程を理解するとともに、これを遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有します。
- (4) 輸送の安全に関する教育及び研修計画を作成し、これを確実に実施します。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要な是正・改善又は予防措置を講じます。

2、輸送の安全性に関する目標と達成状況

■自動車事故報告規則に規定する事故

区分/目標・実績	令和6年度	令和7年度
	実績	目標
人身事故	1件（未達成）	0件
車内事故	0件（達成）	0件
物損事故 (事故報告規則に規定する事故)	0件（達成）	0件

物損事故 (軽微な自責・先責・分責事故)	2 件 (未達成)	0 件
-------------------------	-----------	-----

■自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する情報 (令和 6 年度)

件数 0 件 (死亡事故 0 件、重傷事故 0 件、軽傷事故 0 件、物損事故 0 件、事故報告書提出件数 0 件、健康起因事故 0 件) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故は発生していません。

■飲酒運転「ゼロ」について

乗務前後の点呼時にアルコール検査を徹底して実施しておりますので飲酒運転事案はございません。

■ヒヤリ・ハット情報共有と一層の活用について

ドライブレコーダーの安全運転管理システムのデータに基づき、情報提供を実施します。

■安全マネジメント体制を維持するための必要な教育について

管理職および運転士に事故防止委員会・実地教育で教育の充実を図ると共に年に一回実施される全従業員における安全大会で教育しております。

3、輸送の安全に関する計画

前項 2 に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成いたします。

(1) 教育計画

年間教育計画を作成し、運行管理状況に即した教育を全従業員に行います。

- ・運転者に対する教育及び研修の実施回数 令和 6 年度 12 回
- ・運行管理者に対する教育及び研修の実施回数 令和 6 年度 1 回
- ・整備管理者に対する教育及び研修の実施回数 令和 6 年度 1 回
- ・初任運転者に対する添乗実技指導

安全運動

下記の交通安全運動に会社として積極的に参加し、輸送の安全確保に努めてまいります。

- ① 春の全国交通安全運動 (4 月初旬)
- ② 夏の事故防止運動 (7 月中旬)
- ③ 秋の全国交通安全運動 (9 月下旬)
- ④ 年末年始自動車輸送安全総点検運動 (12 月中旬～翌年 1 月上旬)
- ⑤ 事故惹起者の NASVA 特定診断の実施

4、輸送安全マネジメント評価について

直近 3 年間の民間指定期間における運輸安全マネジメント評価及び認定セミナーの実施、受講はありません。

5、輸送の安全に関する組織体制及び命令系統

別紙 1、2 参照

6、安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 三原武徳

社内での役職 営業所長

7、安全管理規定

別紙参照

8、輸送の安全に関する教育及び研修計画

教育研修計画については、国土交通省が指針とする項目を網羅した年間教育計画を作成し、輸送の安全性向上を目的に全従業員を対象に実施します。尚、春の全国交通安全運動（4月初旬）、夏の事故防止運動（7月中旬）、秋の全国交通安全運動（9月下旬）、年末年始自動車輸送安全総点検運動（12月中旬～翌年1月上旬）各運動期間中は社長の巡視を実施、本社管理職が現場に出向き、運行管理状況を把握のうえ指導を行います。

9、輸送の安全に関する内部監査及び改善措置について

- (1) 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上適切な時期に定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。また、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。
- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じます。

10、輸送の安全性に関する予算

輸送の安全性向上を目的として取り組んだ予算が次の通りです。

	安全に対する費用
令和6年度実績	878,000 円
令和7年度予算	1,000,000 円

11、輸送の安全に関する内部監査結果

- (1) 実施責任者
安全統括管理者
- (2) 実施日程及び実施場所
2025年3月18日
- (3) 実施結果
輸送の安全を阻害する恐れのある問題点はございませんでした。

以上